

## 仕様書案

### 1 調達物品

自動車用燃料 無鉛ガソリン（レギュラー）  
軽油

### 2 予定数量

無鉛ガソリン 57,000 リットル

軽油 3,300 リットル

※予定数量はあくまで予算に基づく見込みであり、購入数量をお約束するものではありません。変動する可能性があります。

### 3 給油の条件

- ・給油所において、年間を通じて毎日給油が可能であること。
- ・給油所が立地する奈良県内の市町村数が少なくとも 26 以上（全体の 2/3 以上）存在していること。  
また、合計 100 箇所以上の給油所で給油できること。
- ・給油の際に使用する給油券または給油カード等（以下、「給油券等」という）は、車両登録番号等を記載または登録できること。ただし給油カードについては入会金及び年会費無料、かつクレジット機能を有しないものに限ることとし、給油カード発行に係る諸経費は落札者が負担するものとする。
- ・給油所において奈良県広域水道企業団が所有する公用車に対し、企業団職員が給油券等を提示したうえで調達物品を給油すること。なお、給油が完了した際、給油所の販売員は納品書を手交すること。納品書には給油した自動車ごとに給油年月日、燃料種別、給油量を記載すること。

### 4 契約の条件

- ・契約は、1 リットルあたりの単価契約とする。給油所において、給油券等により同一単価で給油が可能であること。直営店以外における給油に係る手数料等、調達物品の引渡し完了するまでに別途費用が発生する場合は、納入者の負担とする。
- ・代金は、「売買契約書（案）」第 4 条第 1 項に規定するとおり請求を行うこと。また、請求書は発注者が指定したグループごとに分け、自動車ごとの給油年月日、燃料種別及び給油量を記載したものを給油した月の翌月 10 日までに提出すること。
- ・契約単価の変更は毎月末日までに発注者に書面をもって申し出ること。

### 5 その他条件

- ・落札者は管轄の給油所の位置データを落札後 5 日以内に発注者に提出すること。
- ・落札者は給油券等を公用車の台数分（250 台程度（原動機付自転車を含む）。数量は落札後指示する）用意し、別途指定する日までに発注者に納品すること。

### 6 納入期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 7 担当課

〒636-0302 磯城郡田原本町大字宮古 4 0 4 番地 7  
奈良県広域水道企業団 総務部 契約財産課（担当：山崎）  
電話番号 0744-32-1264 FAX 番号 0744-32-2716